

令和 7 年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

「AI 発明の保護に関する調査研究報告書」に対する 学術的・実務的評釈

完成版

（方法論批判、比較法評価、論点別評釈、制度設計提言を含む）

ChatGPT-5.5 Pro

本評釈の位置付け

本稿は、対象報告書を否定するための文章ではなく、制度改正・運用改善の基礎資料として用いる場合にどの範囲で信用し、どの範囲で留保を置くべきかを明確化するための批判的評釈である。コメントで指摘された事実誤認、引用不備、SRQR の位置付け、過度な断定表現を修正している。

作成日：2026 年 6 月 26 日

目次

- 第 1 章 エグゼクティブ・サマリー
- 第 2 章 評価対象と評価基準
- 第 3 章 報告書の概要と主要結論
- 第 4 章 調査設計・方法論の評価
- 第 5 章 AI 発明概念の整理と限界
- 第 6 章 比較法分析の評価
- 第 7 章 論点別評釈
- 第 8 章 令和 5・6 年度調査との連続性と新規性
- 第 9 章 見落とされている技術・実務論点
- 第 10 章 制度設計に向けた提言
- 第 11 章 総合評価・採点
- 付録 A 方法論透明性チェックリスト
- 付録 B 政策オプション比較表
- 参考文献・主要資料

第1章 エグゼクティブ・サマリー

本評釈の結論は明確である。対象報告書は、AI を用いた発明創作をめぐる論点の棚卸しとして有用であり、国内企業等と有識者の見解を整理した資料として一定の価値を有する。しかし、制度改正の直接的根拠として用いるには、調査設計の透明性、定性的分析の再現性、行政実務上の負荷検証、技術進展への追従性に相当の限界がある。したがって、本報告書は「制度改正を直ちに行わない」ことを暫定的に支える資料としては利用できるが、「どのような制度を作るべきか」を十分に示す資料としては未成熟である。

対象報告書は、令和7年度の特許庁産業財産権制度問題調査研究として公表され、目的を「AI を利活用する企業へのヒアリング等を通じて、将来的な発明の保護の在り方に関する課題・対応策等进行分析し、AI 技術の進歩を踏まえた発明の保護の在り方を検討するための基礎資料」と位置付けている。これは控えめで適切な目的設定であるが、基礎資料であるからこそ、選定過程・質問過程・分析過程の透明性が重視されるべきである。1

本評釈では、事実誤認を避けるため、企業等 11 者の業界別内訳について「未指定」とは扱わない。全体版には、自動車 2、電機・情報通信 4、電子機器 1、製薬 2、化学 1、研究機関 1 という内訳が明記されている。問題は内訳が存在しないことではなく、個別企業名、企業規模、AI 利用成熟度、接触母集団、依頼数、辞退数、回答率、インタビュー時間、録音・逐語化の有無、分析者間照合、利益相反管理等が公開版からは十分に確認できない点にある。2

評価項目	評価	理由
問題設定	A-	AI 利用発明・AI 自律発明、発明者、引用発明適格性、記載要件、先使用権という主要論点を漏れなく扱う。
公開情報整理	A-	日本、米国、欧州、ドイツ、中国、韓国の制度・判例・ガイドラインを広く整理している。
比較法分析	B+	新しい資料を取り込んでいるが、制度変化の動態性と実務運用差を十分に分析しきれていない。
方法論透明性	C	対象選定、質問票、記録、分析手順、反対意見処理が公開版では不十分。
実証性	C+	企業・有識者ヒアリングは有用だが、審査実務データや出願データによる検証がない。
政策提言	B-	「継続検討」が中心で、ソフトロー、ログ保全、限定開示などの中間策が弱い。
総合	B+	論点整理としては有用。制度設計資料としては補完が必要。

もっとも、本報告書の価値を過小評価すべきではない。報告書は、AI 自律発明の保護について企業等の意見が分かれること、現行の発明者認定基準で当面对応可能とする意見が多いこと、AI 生成情報を引用発明から一律除外すべきではないこと、AI 利用開示要件は現時点では不要との意見が多数であること、先使用権については AI 自律発明の実施者にも認めるべきとの見解が多いことを丁寧に整理している。これらは今後の議論の出発点として重要である。3

本評釈が強調するのは、報告書の結論が「誤り」ということではない。むしろ、現時点で大規模な法改正に慎重であるべきという方向性は相応に妥当である。ただし、「現行法で理論上対応可能であ

1特許庁公表ページおよび全体版 PDF。JPO 公表ページでは、令和7年度研究テーマ一覧の第9項目として本調査の目的と全体版・要約版 PDF が掲載されている。

2全体版 PDF p.5（PDF 上 P5 相当）には、企業等 11 者の業界別内訳として自動車 2、電機・情報通信 4、電子機器 1、製薬 2、化学 1、研究機関 1 が記載されている。

3全体版 PDF 要約部および要約版の「まとめ」参照。AI 自律発明、発明者認定、引用発明適格性、記載要件、先使用権について主要結論が整理されている。

ること」と「行政実務として安定的に運用できること」は別問題である。この二つを区別しないまま制度対応を先送りすると、審査負荷、出願品質、発明者紛争、先使用権立証、AI 生成先行技術のノイズ化といった実務問題が蓄積する。

結論として、今後必要なのは、法改正か現状維持かという二分法ではなく、段階的な制度設計である。具体的には、発明者認定に関するソフトロー型ガイダンス、AI 利用に関する限定的開示トリガー、ログ保存・証拠保全指針、審査官向け AI 生成情報メタデータ、化学・製薬分野における出願品質実証調査、3 年程度の試行指針が検討されるべきである。

第 2 章 評価対象と評価基準

評価対象は、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社が取りまとめた「令和 7 年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書 AI 発明の保護に関する調査研究報告書」全体版および要約版である。特許庁の公表ページでは、令和 7 年度研究テーマ一覧の第 9 項目として「AI 発明の保護に関する調査研究」が掲載され、全体版および要約版 PDF へのリンクが付されている。4

本評釈は、対象報告書を以下の四つの観点から評価する。第一に、政策資料として目的・範囲・論点設定が適切か。第二に、ヒアリング調査として対象選定・質問・記録・分析の透明性が十分か。第三に、比較法・法解釈として、国内外の制度動向を正確かつ動態的に捉えているか。第四に、制度設計資料として、現行法対応可能性の確認にとどまらず、実務上の不確実性低減に資する提案を行っているかである。

本評釈では、SRQR を研究品質そのものを直接判定する基準としては用いない。SRQR は定性的研究を明確に報告するための報告指針であり、研究設計や研究品質を直接評価するための物差しではない。したがって、本稿では、SRQR 等を「報告透明性を点検する参考枠組み」として用いるにとどめる。5

この位置付けは重要である。政策調査研究では、医療・社会科学研究と同じ形式で逐語録やコードブックを全面公開できない事情がある。しかし、少なくとも接触母集団、依頼数、辞退数、回答率、質問票全文、分析者数、コーディング方法、利益相反管理、匿名化基準の概要を示すことは可能である。本報告書はここに改善余地がある。

また、本評釈は対象報告書に対して「後知恵」による批判を行うものではない。報告書自体は、2025 年 11 月の USPTO 改訂ガイダンスや 2024 年末の CNIPA 指針を取り込んでおり、比較法パートの更新努力は評価される。ただし、AI 発明制度をめぐる各国の運用は継続的に更新されているため、制度設計の根拠として用いるには、今後も定期的な更新が前提となる。6

評価基準	本評釈での意味	対象報告書への適用
正確性	事実関係、法制度、判例・ガイドラインの把握が正しいか。	USPTO、EPO、CNIPA 等の整理は概ね正確。
透明性	どのような対象から、どのように情報を得て、どう分析したかが追跡できるか。	ヒアリング方法の公開情報が限定的。
再現性	別の調査者が同じ方法で再検証できるか。	質問票全文・コードブックがなく弱い。
外的妥当性	調査対象の意見を制度利用者一般に広げられるか。	大企業・特許集約産業寄りの懸念。
実務有用性	審査・出願・紛争予防に使えるか。	発明者認定や証拠保全について具体策が不足。
政策実装性	段階的な実施手段が示されているか。	「継続検討」が中心。中間策が弱い。

4JPO「特許庁産業財産権制度問題調査研究について」令和 7 年度研究テーマ一覧（9）AI 発明の保護に関する調査研究。

5EQUATOR Network 掲載の SRQR は、定性的研究を明確に報告するための推奨事項を示す報告指針であり、研究設計・品質そのものを直接採点する基準ではない。

6USPTO, Revised Inventorship Guidance for AI-Assisted Inventions, Federal Register, Nov. 28, 2025; CNIPA, 人工智能相关发明专利申请指引（试行）, Dec. 31, 2024.

第 3 章 報告書の概要と主要結論

対象報告書は、AI 発明をめぐる課題を「発明」「発明者」「引用発明適格性」「記載要件」「先使用権」の五つの論点に分けて整理している。また、AI 技術に関連する発明を、AI モデル発明、AI 適用発明、AI 利用発明、AI 自律発明の四類型に分類し、主として発明創作過程に AI が関与する AI 利用発明および AI 自律発明を調査対象としている。⁷

この論点設定は妥当である。AI 発明を特許法上扱う場合、まず発明該当性、次に発明者・権利帰属、さらに新規性・進歩性判断における AI 生成情報の扱い、明細書記載の開示範囲、先使用権の立証という順序で問題が発生するからである。とくに、AI 自律発明を特許法 2 条 1 項の「発明」概念に含めるかどうかと、発明者を自然人に限るかどうかを分けて検討している点は、理論的には評価できる。

ただし、主要結論は全体として保守的である。報告書は、AI 自律発明の保護について企業意見が分かれたと整理しつつ、有識者からは特許法 2 条 1 項の「発明」に AI 自律発明は含まれるとの意見が多く示されたとする。一方、発明者認定については現行基準で対応可能との意見を重視し、引用発明適格性についても AI 生成物を理由に一律除外すべきではなく、現行審査基準の適用で対応可能とする。記載要件については現時点で AI 利用開示は不要との意見が多数であるが、将来的な必要性は留保する。先使用権については AI 自律発明の実施者にも認める方向に親和的である。

論点	報告書の整理	本評釈の評価
発明	AI 自律発明を発明概念から直ちに除外しない余地を示す。	理論的柔軟性はあるが、権利取得適格性との接続が未整理。
発明者	発明者は自然人。AI 利用発明も現行基準で当面对応可能。	方向性は妥当。ただし役割別判断要素が不足。
引用発明適格性	AI 生成を理由に引用発明から除外しない。現行実施可能性要件で対応。	法理上は妥当。ただし量的増加と審査負荷の実証が不足。
記載要件	AI 利用開示は現時点では不要。ただし将来必要性はあり得る。	最も制度設計が不足。限定開示やセーフハーバーを検討すべき。
先使用権	AI 自律発明の実施者にも先使用権を認めるべきとの意見が多い。	趣旨には合うが、証拠保全・ログ管理が核心。

本報告書の長所は、結論を急いでいない点にある。AI 自律発明について強い権利付与論にも、AI 生成物一律排除論にも傾かず、既存制度との整合性を重視している。これは、国際的にも AI を発明者として認めない方向が強い現状と整合する。

一方で、本報告書の弱点は、慎重さが制度設計上の選択肢の乏しさにつながっている点である。現行法で対応可能という判断は、法解釈としてはあり得ても、出願人、審査官、第三者、裁判所が具体的に何を記録し、何を開示し、何を立証すべきかという実務問題を解消しない。

したがって、本報告書の読み方としては、最終的な制度選択の根拠というより、制度設計に必要な論点表として利用するのが適切である。報告書が示した論点を前提に、次段階では、実証データと実務プロトコルを追加する必要がある。

⁷全体版 PDF p.4 および要約版 p.6 付近。AI モデル発明、AI 適用発明、AI 利用発明、AI 自律発明の四類型が示されている。

第4章 調査設計・方法論の評価

本章は、本評釈の中核である。対象報告書の結論が慎重であること自体は問題ではない。問題は、どの程度の証拠からその慎重結論が導かれているかである。政策調査研究としては、対象者数が限られていても差し支えない。しかし、その場合には、対象選定の理由、属性、非回答者、質問方法、分析方法が十分に開示されていなければならない。

対象報告書では、企業等 11 者の業界別内訳が明記されている。したがって「業界別内訳が未指定」という批判は誤りである。正しくは、業界別の者数は示されているが、個別企業名、企業規模、上場・非上場、国内・外資、スタートアップ比率、AI 利用成熟度、研究開発費規模、特許出願件数の分布、ヒアリング参加者の職位、接触母集団、依頼数、辞退数、回答率、インタビュー時間、記録方法、分析方法等が十分に確認できないという批判になる。

この修正は単なる細部ではない。事実誤認を含む批判は、相手に反論の足場を与える。逆に、公開版から確認できる事実と確認できない事項を明確に区別すれば、方法論批判の説得力は高まる。

項目	公開版で確認できること	公開版で不足すること	評価
企業等の数	11 者	接触母集団、依頼数、辞退数、回答率	限定的
業界別内訳	自動車 2、電機・情報通信 4、電子機器 1、製薬 2、化学 1、研究機関 1	企業規模、スタートアップ比率、外資比率、AI 成熟度	一部確認可
有識者	5 名、氏名・所属あり	専門分野の偏り、選定基準、反対説代表性	一部確認可
質問項目	一部抜粋あり	質問票全文、追質問、回答誘導可能性	不足
記録方法	実施時期あり	録音、逐語録、要約方法	不足
分析方法	論点別整理あり	コーディング、分析者数、相違解消手続	不足
利益相反	記載限定	参加企業・専門家の利害関係管理	不足

さらに、企業等ヒアリングは「特許出願件数が多い」「ビジネスモデルにおける特許の重要性が高い」業種・主体を重視している。これは本調査の目的から合理性がある一方、特許制度の利用に積極的な主体の声を相対的に強く反映する。制度の私的便益は測りやすいが、公的費用、審査負担、第三者の自由実施領域、OSS 的研究文化、大学・スタートアップ・中小企業の実務負担は相対的に見えにくくなる。

有識者ヒアリングについても、5 名の学識者・法曹関係者を対象にしている点は質の高い専門意見を得る設計である。ただし、報告書によれば、企業等ヒアリングを踏まえて事務局が仮説を設定し、その妥当性を有識者に問う構造が採られている。これは政策検討としては自然であるが、探索的研究ではなく、仮説確認型の性格を帯びる。反対仮説や別フレームがどれほど拾われたかは公開版から確認しにくい。

SRQR 等の定性的研究報告指針に照らすと、対象・文脈・データ収集方法・分析方法・信頼性確保手段の開示は限定的であり、報告透明性には不足がある。ただし、繰り返すが、SRQR は研究設計・品質評価そのものの基準ではない。本評釈では、報告透明性を点検する参考枠組みとして用いる。

4.1 選択バイアス

選択バイアスは最も重要である。大企業・特許集約産業中心のヒアリングでは、開示義務や新たな記録義務に対する負担感が強く出やすい。一方で、AI 生成先行技術の濫用によって自由実施領域が狭まることへの懸念、審査官の審査負担、第三者の無効調査コスト、研究者コミュニティの公開性といった観点は相対的に弱くなる。

4.2 確認バイアス

事務局仮説を有識者に提示して検証する設計は、実務的には効率的である。しかし、仮説の立て方自体に依存するため、問いの外にある選択肢、たとえば限定的開示、ログ保全のセーフハーバー、審査官向けメタデータ、分野別パイロット制度などが議論の中心に上がりにくい。

4.3 外的妥当性

企業等 11 者の声を、制度利用者一般のニーズに拡張することには慎重であるべきである。とくに、AI 創薬、材料探索、ソフトウェア、ロボティクス、大学研究、OSS モデル、スタートアップでは、AI の使い方、発明の完成時点、検証方法、秘密管理が異なる。業種別内訳は示されているものの、各業種の代表性を検証する情報は不足している。

4.4 改善案

次回調査では、少なくとも、質問票全文、匿名化した回答コード表、賛否の集約基準、少数意見の扱い、回答者属性、分析者間照合、利益相反管理を公開すべきである。企業秘密に配慮しつつも、方法論部分は公開可能なはずである。基礎資料としての価値は、結論よりも再利用可能性に左右される。

第 5 章 AI 発明概念の整理と限界

対象報告書は、AI 技術に関連する発明を AI モデル発明、AI 適用発明、AI 利用発明、AI 自律発明の四類型に整理する。この分類は知的財産推進計画 2025 の整理とも整合し、議論の入口として有用である。⁸

しかし、制度設計に必要なのは、分類表そのものではなく、各類型をまたぐ連続的な創作プロセスの分析である。現実の研究開発では、AI モデル開発、特化型モデルへのファインチューニング、RAG による知識注入、ツール呼び出し、シミュレーション、自動実験、評価、再プロンプト、候補選別、ヒトによる実験確認が連鎖する。AI 利用発明と AI 自律発明の境界は、理念的には分けられても、実務上は連続的である。

この境界問題は、発明者認定だけでなく、記載要件、先使用权、冒認、共同発明、秘密管理に波及する。たとえば、AI が 100 万候補を生成し、人間が 10 候補を選び、実験で 1 候補を有効と確認した場合、発明の特徴的部分を完成させたのは誰か。AI モデル開発者か、データセット構築者か、プロンプト設計者か、実験者か、効果確認者か。報告書はこれらの役割を意識しているが、判断枠組みへの落とし込みはなお不足している。

役割	典型的行為	発明者性に関する論点	制度設計上の必要対応
AI モデル開発者	汎用または特化型モデルを設計・訓練する。	特定発明への寄与が抽象的か具体的か。	契約・権利処理、共同研究時の発明者確認。
データセット構築者	学習データ・実験データを選別・整備する。	技術的特徴部分への創作的寄与か、単なる準備か。	データ管理ログ、寄与記録。
ファインチューニング担当者	特定課題向けにモデルを調整する。	特定発明を導く方向付けか。	モデル版・学習条件の保存。
プロンプト設計者	課題、制約、評価条件を入力する。	具体的な技術的手段を導いたか。	プロンプト・対話ログの保存。
出力評価者	候補を選別し有用性を評価する。	単なる確認か、特徴的部分の具体化か。	評価基準・実験結果の記録。
実験者	AI 候補を合成・実験・検証する。	効果確認が発明完成に不可欠か。	実験ノート、タイムスタンプ。

「AI 自律発明」という概念にも注意が必要である。完全に人間の関与を離れて AI が発明するという極限事例を想定することは、法理論上は有益である。しかし、現在の実務では、課題設定、データ選択、モデル選択、評価、検証、出願判断のいずれかに人間が関与することが通常である。したがって、AI 自律発明を中心に制度設計を行うより、AI 関与度が高い AI 利用発明をどう扱うかに重点を置くべきである。

本報告書の四類型は、政策議論の導入としては有用であるが、運用基準としては粗い。今後は、AI 関与度、ヒトの技術的寄与、出力検証の程度、再現可能性、ログ保存可能性、分野別リスクを軸にした多軸分類へ発展させる必要がある。

⁸知的財産戦略本部「知的財産推進計画 2025」18 頁付近。AI 関連発明の四類型および AI 開発者等の寄与評価が論点化されている。

第 6 章 比較法分析の評価

比較法パートは、本報告書の強みの一つである。米国、欧州、ドイツ、中国、韓国、日本を対象に、条文、審査基準・ガイドライン、裁判例の有無を整理し、DABUS 関連判断、USPTO ガイダンス、CNIPA 指引等を取り込んでいる。

もっとも、比較法分析は制度の「有無」を並べるだけでは足りない。AI 発明制度の比較では、特許対象性、発明者指定、出願手続、実体審査、先行技術認定、記載要件、先使用权、訴訟での立証負担が相互に関係する。たとえば、EPO が AI を発明者として認めないことと、AI 生成発明が特許対象となり得るかは別問題である。この区別は報告書も意識しているが、制度設計への含意はさらに深める余地がある。

6.1 USPTO

USPTO については、2024 年 2 月の AI 支援発明に関する発明者ガイダンスと、2025 年 11 月の改訂ガイダンスの関係が重要である。2025 年改訂ガイダンスは、2024 年ガイダンスを撤回し、AI 支援発明に別個の発明者基準を設けるのではなく、従来の発明者法理を適用する方向を明確化している。AI システムは人間発明者が使用する道具であり、AI を発明者として記載することは認められないという整理である。⁹

この動向は、日本にとっても重要である。米国は特別な AI 発明者法理を構築するより、従来法理の適用を明確化する方向へ動いている。日本も、直ちに法改正を行うより、発明者認定の判断要素をソフトローとして示す方が比較法上自然である。

6.2 EPO

EPO の DABUS 事件では、「機械は EPC 上の発明者ではない」という点が明確に示された。一方で、発明がどのように創作されたかが特許対象性に直ちに影響するわけではないとの整理も見られる。したがって、EPO の示唆は、AI を発明者として扱わないことと、AI 関与発明を特許対象から一律排除しないことの両立である。¹⁰

6.3 CNIPA

中国 CNIPA は 2024 年 12 月 31 日に「人工智能相关发明专利申请指引（试行）」を公表した。これは、AI 関連発明の出願品質向上と審査政策の明確化を目的とするものであり、AI アルゴリズム・モデルそのもの、AI の用途、AI の助けを借りた発明、AI によって生成された発明等を意識した整理を含む。¹¹

CNIPA 指引から得られる示唆は、法改正の有無よりも、出願品質と審査運用の具体化が重要であるという点である。日本でも、AI 利用発明に関して、発明者認定だけでなく、出願品質、記載要件、実施可能性、データ・モデルの保存を含む運用指針を整備する余地がある。

⁹USPTO 2025 年改訂ガイダンスは、2024 年ガイダンスを撤回し、AI 支援発明に別個の発明者基準はないこと、AI は人間発明者の道具であることを説明している。

¹⁰EPO Boards of Appeal, J 0008/20 and J 0009/20, catchword: “A machine is not an inventor within the meaning of the EPC.”

¹¹CNIPA 「人工智能相关发明专利申请指引（试行）」2024 年 12 月 31 日公表。

6.4 日本への示唆

比較法から導かれる方向は、AI を発明者として認める大胆な制度改正ではなく、既存制度の中で AI 利用時の判断要素と記録方法を明確化することである。対象報告書もこの方向に近いが、具体策としては弱い。

法域・機関	現在の整理	日本への示唆
日本	発明者は自然人に限る方向。AI 自律発明を発明概念から直ちに除外しない余地。	客体概念と権利取得適格性を分けた実務フローが必要。
米国 USPTO	2025 年改訂で AI 支援発明にも通常の発明者法理を適用する方向。	特別法理より、既存法理の判断要素明確化が有効。
EPO	機械は発明者ではない。一方、AI 生成発明が特許対象となり得る余地。	発明者主義を維持しつつ、特許対象性と切り分ける。
中国 CNIPA	AI 関連発明出願指引を公表し、出願品質・審査政策を明確化。	出願品質向上の運用指針が重要。
ドイツ	DABUS で自然人発明者を重視しつつ、補記の余地。	発明者欄・補記欄の制度設計が参考になる。
韓国	自然人発明者を重視。ガイドライン策定動向あり。	近隣法域との調和を注視。

第 7 章 論点別評釈

7.1 「発明」 論点

AI 自律発明を特許法 2 条 1 項の「発明」に含め得るかという問題について、本報告書は比較的柔軟な立場を示している。これは、引用発明や先使用权の場面で AI 自律発明を「発明」概念から完全に排除すると不都合が生じるため、理論的には理解できる。

しかし、発明概念を広く取りつつ、特許を受ける権利の主体を自然人発明者に限る場合、発明該当性と権利取得適格性が乖離する。この乖離は、審査手続、冒認、職務発明、共同発明、優先権、分割出願、無効理由の場面で実務上の疑問を生む。報告書はこの波及効果の整理が不足している。

望ましい方向は、AI 自律発明を発明概念から抽象的に排除しない一方、出願手続上は自然人の具体的寄与を確認する運用を維持し、寄与が不明な場合には補正・説明を求めることである。

7.2 「発明者」 論点

発明者は自然人に限られるという整理は、現時点では妥当である。AI を発明者として扱う制度は、権利帰属、人格的利益、職務発明、譲渡、冒認、宣誓・陳述義務との整合性を大きく損なう。

問題は、AI 利用発明において自然人のどの行為を創作的寄与と評価するかである。報告書は、現行基準で対応可能との意見を重視するが、企業実務が必要とするのは、最終的な抽象論ではなく、判断要素のリストである。AI モデル開発者、ファインチューニング担当者、プロンプト設計者、出力評価者、実験者、効果確認者のどれが発明者になり得るかについて、例示的なガイダンスが必要である。

ここで注意すべきは、過度に厳格なガイダンスは逆効果になり得る点である。発明者認定は最終的には個別事案判断であり、裁判所判断との不一致を避ける必要がある。したがって、法的拘束力のある詳細基準ではなく、営業秘密管理指針のような判断要素列举型のソフトローが現実的である。

7.3 「引用発明適格性」 論点

引用発明適格性について、AI 生成物であることのみを理由に先行技術から除外しないという方向は妥当である。新規性・進歩性の判断において重要なのは、情報が人間により作成されたか AI により生成されたかではなく、当業者が実施可能な技術的思想を読み取れるかである。

しかし、問題は法理ではなく量である。生成 AI により、低品質で実施不能な技術情報が大量に公開されれば、先行技術調査、審査、無効調査のコストが増大する。現行の実施可能性要件で理論上排除できるとしても、審査官が膨大なノイズを処理する実務負担は残る。

したがって、AI 生成情報を法的に先行技術から除外する必要はないが、検索・審査実務上のメタデータ管理は必要である。AI 生成可能性、出典、実験検証の有無、データベース登録の経緯等を検索支援情報として扱う制度設計が考えられる。

7.4 「記載要件」 論点

記載要件は本報告書で最も制度設計が不足している論点である。報告書は、現時点では AI 利用や処理プロセスを明細書に開示させる必要性は高くないとする意見を重視している。出願人負担、営業秘密、実効性の問題を考えれば、この慎重姿勢は理解できる。

しかし、同じ報告書の中には、AI 利用が見えないと審査官が当業者と同等の技術レベルで判断できなくなるおそれ、無効理由を含む特許が乱立する懸念、主要部分の創作に AI を利用した場合には AI の種類やプロンプト等の開示が必要となる可能性が示されている。¹²

¹²全体版 PDF の記載要件論点における企業等・有識者ヒアリング結果参照。将来的な AI 利用開示の必要性、審査官の技術水準把握、無効理由を含む特許が乱立する懸念が示されている。

したがって、全面的な AI 利用開示義務は不要としても、限定的な開示トリガーは検討すべきである。たとえば、AI 出力が請求項の技術的特徴部分の主要根拠であり、かつ当業者が明細書記載だけでは再現困難な場合、使用 AI の種類、入力条件、候補選別方法、実験検証方法を簡潔に開示させるルールである。

7.5 「先使用権」論点

先使用権については、AI 自律発明の実施者にも認めるべきとの方向は趣旨に合う。先使用権は、発明者人格を保護する制度ではなく、先に実施または準備をしていた者の事業を保護する制度だからである。

しかし、AI 自律発明の先使用権で核心となるのは立証である。いつ、どの AI モデルが、どの入力・データ・環境で、どの候補を出力し、誰がどのように実施準備へ移行したかを示せなければならない。報告書もこの課題を認識しているが、制度提言としてはログ保存・タイムスタンプ・モデルバージョン管理・実験ノート連携まで踏み込む必要がある。13

13全体版 PDF の先使用権論点参照。AI 自律発明の実施者に先使用権を認める方向と、立証・データ保存の必要性が指摘されている。

第 8 章 令和 5・6 年度調査との連続性と新規性

対象報告書は、令和 5 年度調査研究「AI を利活用した創作の特許法上の保護の在り方に関する調査研究」および令和 6 年度調査研究「AI 技術の進展を踏まえた発明の保護の在り方に関する調査研究」の継続として位置付けられている。この点は、単発の調査ではなく、AI 技術の進展に応じた継続的調査として評価できる。14

令和 7 年度報告書の新規性は、第一に、USPTO 2025 年改訂ガイダンスや CNIPA 2024 年指引など、比較的新しい国際動向を取り込んでいる点にある。第二に、企業等 11 者と有識者 5 名へのヒアリングを通じて、発明、発明者、引用発明適格性、記載要件、先使用権の各論点を横断的に整理している点にある。第三に、AI 自律発明を発明概念から除外するかどうかと、発明者を自然人に限るかどうかを分けて議論している点である。

一方、新規性の限界もある。令和 5・6 年度調査から継続する問題意識は、基本的に「現行法で対応可能か」「国際動向と調和するか」「利用者ニーズはあるか」という枠組みにとどまっている。令和 7 年度報告書でも、出願データ、拒絶理由通知、無効審判、審査官実務、AI 生成先行技術の量的変化に関する実証分析は弱い。

年度	位置付け	進展	残る課題
令和 5 年度	AI 利用創作の特許法上の保護の入口整理。	AI と特許制度の基本論点を提示。	技術実装・実務データとの接続が限定的。
令和 6 年度	AI 技術進展を踏まえた発明保護の継続検討。	発明者・AI 自律発明の論点を深化。	制度設計案の具体性が限定的。
令和 7 年度	企業・有識者ヒアリングと比較法更新。	USPTO/CNIPA 等の新動向を取り込み、五論点を整理。	方法論透明性、実証性、運用ルール提案が不足。

令和 7 年度報告書は「継続調査」としては前進である。しかし、継続調査である以上、本来は過年度調査から何が変わったのか、どの論点について判断材料が増えたのか、どの論点がなお未解決なのかを時系列で明示すべきであった。

次回調査では、令和 5 年度から令和 7 年度までの論点変化表、各年度のヒアリング対象比較、結論の変化、国際動向の更新点、未解決論点の残存理由を明示するべきである。これにより、調査研究が単なる毎年度の報告書ではなく、累積的な政策知として機能する。

14全体版 PDF の背景・目的において、令和 5 年度調査研究および令和 6 年度調査研究との継続性が明示されている。

第9章 見落とされている技術・実務論点

本報告書は AI 利用発明と AI 自律発明を主な対象とするが、近年の AI 研究開発実務はさらに複雑である。生成 AI、AI エージェント、RAG、ツール利用、オープンウェイトモデル、自動実験システム、合成データ、マルチエージェント探索などが、発明創作のプロセスを変えている。

9.1 AI エージェントと Tool Use

AI エージェントは、単なる文章生成ではなく、外部データベース検索、コード実行、シミュレーション、実験計画、文献レビュー、特許検索、候補生成を連続的に行う。こうしたシステムでは、プロンプト入力者の寄与だけでなく、ツール選択、評価関数、実行環境、停止条件が発明創作に影響する。従来型の「プロンプト入力者か否か」という単純な設問では不十分である。

9.2 RAG と知識注入

RAG では、AI の出力が外部知識ベースや社内データに依存する。発明者認定では、データベース構築者、検索クエリ設計者、参照文献選別者の寄与が問題となる。記載要件では、どの知識源から技術的特徴が導かれたかが再現性に影響する。

9.3 オープンウェイトモデルとファインチューニング

オープンウェイトモデルを基礎に社内ファインチューニングした場合、汎用モデル提供者、社内調整担当者、特定課題のプロンプト設計者、効果確認者の寄与が重層化する。共同発明や職務発明の紛争を避けるには、契約とログ管理が不可欠である。

9.4 AI Scientist と自動研究

AI が仮説生成、実験計画、コード作成、実験評価、論文化までを支援する研究環境では、発明の「完成」時点が曖昧になる。単なる候補生成ではなく、効果確認まで自動化される場合、従来の発明者認定基準を適用する際の判断資料がログに強く依存する。

9.5 AI 審査・AI 検索

AI 生成技術情報の増加に対応するには、審査側も AI 検索・要約・実施可能性評価支援を用いる可能性が高い。しかし、AI 審査支援の誤りやバイアス、説明可能性、出願人の反論機会も問題となる。対象報告書では、出願人側 AI 利用は扱われるが、審査側 AI 利用の制度的含意は十分に扱われていない。

見落とし論点	発明者への影響	記載要件への影響	先使用权への影響
AI エージェント	ツール選択者・停止条件設定者の寄与が問題。	実行環境・ワークフロー再現性が重要。	ログ全体の保存が必要。
RAG	知識ベース構築者の寄与が問題。	参照知識源の特定が重要。	検索時点・データ版の証明が必要。
オープンウェイト	基盤モデル提供者と調整者の切分け。	モデル版・調整条件の記録。	モデル版管理が重要。
自動実験	効果確認者が AI または装置の場合の扱い。	実験条件・検証結果の開示。	実験ログとタイムスタンプ。
AI 審査	直接影響は小さい。	審査官の技術水準把握に影響。	紛争時の審査記録の扱い。

第 10 章 制度設計に向けた提言

本報告書の結論を踏まえるなら、直ちに大規模な法改正を行う必要はない。しかし、「何もしない」ことも適切ではない。必要なのは、既存法理を維持しつつ、AI 利用発明の実務不確実性を下げる中間的措置である。

10.1 発明者認定ガイドンス

第一に、発明者認定に関するソフトロー型ガイドンスを整備すべきである。これは、AI 開発者、データ整備者、ファインチューニング担当者、プロンプト設計者、出力評価者、実験者、効果確認者について、発明者となり得る場合・なりにくい場合を判断要素として示すものである。

ただし、米国 2024 年ガイドンスのように詳細な具体例を硬直的に示すことには慎重であるべきである。日本では裁判例蓄積が限られるため、最小公倍数的な判断要素を列挙し、最終判断は個別事案に依存することを明記するのが現実的である。

10.2 限定的 AI 利用開示トリガー

第二に、全面的な AI 利用開示義務ではなく、限定的な開示トリガーを検討すべきである。たとえば、請求項の技術的特徴部分が AI 出力に大きく依存し、かつ明細書記載だけでは当業者が再現困難な場合に、使用 AI の種類、入力条件、出力選別方法、検証実験の概要を開示させる。

10.3 ログ保存・証拠保全指針

第三に、ログ保存・証拠保全指針を整備すべきである。発明者紛争、冒認、先使用权、共同研究契約、営業秘密管理のすべてで、AI 利用ログが重要になる。モデル名、モデル版、プロンプト、RAG 参照データ、実験条件、候補選別基準、タイムスタンプをどの程度保存すべきかを示す必要がある。

10.4 AI 生成先行技術のメタデータ管理

第四に、AI 生成技術情報について、法的に先行技術から排除するのではなく、検索・審査支援上のメタデータを整備すべきである。AI 生成可能性、実験検証の有無、出典信頼性、登録日、作成主体を検索システム上把握できるようにすれば、審査負担を下げつつ法的中立性を保てる。

10.5 分野別パイロット

第五に、化学・製薬・材料分野でパイロット調査を行うべきである。これらの分野では、AI が候補化合物や材料組成を大量生成できる一方、実施可能性や効果確認が文献だけでは判断しにくい。機械・ソフトウェア分野とは異なる運用ルールが必要になる可能性が高い。

提言	内容	期待効果	実施コスト	優先度
発明者認定ガイドンス	判断要素列举型のソフトローを作成。	出願実務・契約実務の予見可能性向上。	低	高
限定的開示トリガー	AI 出力依存・再現困難な場合に限定開示。	出願品質・審査精度向上。	中	中
ログ保存指針	モデル版、プロンプト、実験ログ等の保存基準。	先使用权・発明者紛争の立証安定。	低～中	高
AI 生成先行技術メタデータ	検索支援上 AI 生成可能性等を付す。	審査負担低減。	中	中
分野別パイロット	化学・製薬・材料分野で実証。	制度設計の根拠強化。	中	高
3 年期限付き試行指針	時限的に運用し、効果検証後に見直す。	過度な硬直化を回避。	中	中

第 11 章 総合評価・採点

対象報告書は、問題設定の入口としては合格である。AI 発明をめぐる制度課題を、発明、発明者、引用発明適格性、記載要件、先使用权という五論点に整理し、比較法と国内ヒアリングを組み合わせた点は評価できる。

一方で、制度改正や運用指針の直接的根拠資料としては、まだ薄い。とくに、ヒアリング調査の透明性、質問票全文の非公開、分析方法の不明確さ、審査実務データの欠如、出願品質や審査負荷の実証不足は重大である。

本評釈の総合評価は B+ である。これは、報告書の問題意識や公開情報整理を高く評価しつつ、政策実装のための証拠基盤としては補完が必要であるという意味である。

評価項目	点数	講評
問題設定	90	論点選択は妥当であり、政策課題との接続も明確。
公開情報整理	88	主要国の動向を広く整理し、新しい資料も一定程度取り込む。
比較法分析	85	制度差を整理しているが、運用差・動態性の分析はさらに必要。
方法論	65	対象選定と分析手順の透明性に限界。
報告透明性	60	質問票全文、コード化、回答率等の開示が不足。
実証性	63	審査実務データ・出願データがなく、ヒアリング依存。
政策提言	76	慎重姿勢は妥当だが、中間的措置の提案が弱い。
総合	78	論点整理として有用。制度設計資料としては補完必須。

最終結論

本報告書は、AI 発明制度論の「入口」としては有用である。しかし、これをもって制度改正の可否を最終判断するには足りない。今後は、発明者認定ガイダンス、限定的開示、ログ保存、AI 生成先行技術メタデータ、分野別パイロットを組み合わせ、現行法の柔軟性を保ちながら実務不確実性を下げる段階的的制度設計が必要である。

付録 A 方法論透明性チェックリスト

No.	項目	状態	コメント
1	接触母集団が示されているか	未確認	次回公開版で要明示
2	依頼数・辞退数・回答率が示されているか	未確認	非回答バイアス評価に必須
3	業界別内訳が示されているか	確認可	自動車 2、電機・情報通信 4 等が記載
4	企業規模・属性が示されているか	未確認	大企業偏在評価に必要
5	AI 利用成熟度が示されているか	未確認	AI 利用実態との接続に必要
6	質問票全文が公開されているか	未確認	一部抜粋のみ
7	追質問の有無が示されているか	未確認	誘導可能性評価に必要
8	録音・逐語録作成の有無が示されているか	未確認	解釈の信頼性に影響
9	コーディング方法が示されているか	未確認	定性的分析の再現性に必要
10	複数分析者の照合があるか	未確認	恣意性低減に必要
11	少数意見の扱いが示されているか	限定的	反対説の重み付けが必要
12	利益相反管理が示されているか	未確認	政策資料として重要
13	ヒアリング時期が示されているか	確認可	企業等 2025 年 6～9 月、有識者 2026 年 1～2 月
14	有識者選定基準が示されているか	一部確認可	専門分野の多様性評価が必要
15	過年度調査との変化が整理されているか	限定的	時系列比較を充実すべき

付録 B 政策オプション比較表

選択肢	内容	利点	課題	優先度
現状維持	法改正・指針を設けず、個別判断に委ねる。	制度コストなし。	不確実性が残る。	低
ソフトロー型ガイド ンス	発明者認定・AI 利用ログの判断要素を示す。	柔軟で低コスト。	法的拘束力は弱い。	高
限定的開示義務	特定条件下で AI 利用の概要を開示。	審査・第三者検証に有用。	営業秘密・負担への配慮が必要。	中
ログ保存セーフハー バー	一定ログ保存で立証上有利に扱う。	先使用权・発明者紛争に有効。	保存負担・標準化が必要。	高
AI 生成先行技術メタ データ	検索上 AI 生成可能性や検証有無を表示。	審査ノイズを管理。	システム整備が必要。	中
法改正による AI 自律 発明保護	AI 自律発明に権利付与の特別制度を設ける。	投資保護に資する可能性。	国際調和・濫用・権利帰属が困難。	低
分野別パイロット	化学・製薬等で試行指針を検証。	実証に基づく制度設計。	実施設計が必要。	高

参考文献・主要資料

特許庁「特許庁産業財産権制度問題調査研究について」令和 7 年度研究テーマ一覧「AI 発明の保護に関する調査研究」。 <https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/zaisanken-seidomondai.html>

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社「令和 7 年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書 AI 発明の保護に関する調査研究報告書」全体版、令和 8 年 3 月。

同「AI 発明の保護に関して」要約版、令和 7 年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究。

USPTO, Revised Inventorship Guidance for AI-Assisted Inventions, Federal Register, Nov. 28, 2025.

USPTO, Inventorship Guidance for AI-Assisted Inventions, Federal Register, Feb. 13, 2024.

EPO Boards of Appeal, J 0008/20 (Designation of inventor/DABUS), Dec. 21, 2021.

EPO Boards of Appeal, J 0009/20 (Designation of inventor/DABUS), Dec. 21, 2021.

CNIPA, 人工智能相关发明专利申请指引（试行）, Dec. 31, 2024.

知的財産戦略本部「知的財産推進計画 2025」。

EQUATOR Network, Standards for Reporting Qualitative Research: A Synthesis of Recommendations (SRQR).

本評釈におけるページ参照は、原則として JPO 公表 PDF のページまたは PDF 上の本文ページに依拠する。脚注は出典確認の便宜のために付したものであり、法的意見の最終的根拠を限定するものではない。

補論 1 発明者認定ガイドンス案

本補論は、対象報告書の結論を前提に、直ちに法改正を行わない場合でも実務上整備可能な発明者認定ガイドンス案を示すものである。ガイドンスは、裁判所を拘束するものではなく、出願人、知財部門、共同研究契約担当者、代理人が発明者確認を行う際のチェックリストとして機能させるべきである。

基本原則は三つである。第一に、AI システムそのものは発明者としない。第二に、自然人の寄与は「発明の特徴的部分の具体化」への創作的寄与を中心に評価する。第三に、AI 利用の有無によって発明者法理を別物にするのではなく、従来基準を AI 利用状況に当てはめる。

1. 判断要素

判断要素	発明者性を肯定しやすい事情	発明者性を否定しやすい事情	必要な記録
課題設定	新規で具体的な技術課題を設定し、AI 探索の方向を決定した。	一般的な目標を述べただけ。	研究計画、課題定義書、会議録。
制約条件設計	物性、構造、効果、製造条件などを創作的に設定した。	既知条件を機械的に入力しただけ。	プロンプト、条件表、パラメータ履歴。
モデル調整	特定課題の解決に向けた学習・調整を行った。	汎用モデルをそのまま使用しただけ。	モデル版、学習データ、調整ログ。
候補選別	AI 出力から技術的特徴を見出し、発明を具体化した。	AI 出力を単に一覧から選んだだけ。	候補評価表、選別理由、実験計画。
効果確認	効果確認により発明の完成に不可欠な技術的知見を得た。	形式的確認のみ。	実験ノート、データ、再現条件。
明細書化	技術的思想を実施可能な形に構成した。	代理人的な文章化のみ。	発明提案書、請求項草案、レビュー履歴。

2. ガイドンス文言案

案 1：AI 利用発明における発明者認定の基本文言

AI を利用して創作された発明についても、発明者は自然人であり、発明の特徴的部分の具体化に創作的に関与した者を発明者として認定する。AI システムの利用、プロンプト入力、出力確認、実験実施等の各行為は、それ自体で当然に発明者性を基礎付けるものではなく、具体的事案において発明の技術的特徴部分への寄与の有無および程度を総合的に判断する。

案 2：契約実務への注意喚起

共同研究、外部 AI ベンダー利用、大学・企業連携、ファインチューニング委託等においては、AI モデル開発者、データ提供者、プロンプト設計者、効果確認者等が発明者または権利帰属に関与し得るため、契約段階で発明者確認手続、成果帰属、ログ保存、秘密保持、紛争時の証拠提出方法を定めることが望ましい。

このような文言であれば、厳格な法的基準を新設するものではなく、現行法の考え方を前提とした実務上の注意喚起として機能する。対象報告書が指摘する「厳格な指針や具体例を示すことの難しさ」にも配慮しつつ、企業側が求める予見可能性を一定程度満たすことができる。

補論 2 AI 利用開示・ログ保存プロトコル案

AI 利用の全面開示義務は、出願人負担、営業秘密、実効性、国際調和の観点から慎重であるべきである。しかし、だからといって、AI 利用の記録や限定的開示が不要になるわけではない。実務上は、明細書への開示と社内証拠保存を分けて考える必要がある。

1. 二層構造

層	内容	目的	公開性
明細書開示	実施可能要件・サポート要件に必要な範囲で、AI 利用に関係する技術条件・検証方法を記載。	審査・第三者検証。	公開。
社内ログ保存	プロンプト、モデル版、RAG 参照、候補生成、選別、実験記録を保存。	発明者確認、先使用权、冒認防止、契約紛争対応。	非公開。必要時に提出。
任意提出資料	審査官から求められた場合または拒絶理由対応で、再現性や寄与を説明。	審査効率化。	限定的。
セーフハーバー	一定のログ保存を行った場合、発明者確認・先使用权立証で有利に評価。	実務負担と証拠価値の均衡。	制度設計次第。

2. ログ保存項目案

分類	保存項目	理由	保存期間案
モデル情報	モデル名、モデル版、提供元、更新日。	出力再現性と責任分界。	出願後少なくとも権利存続中。
入力情報	プロンプト、制約条件、入力データ、RAG 参照。	発明者寄与と再現性。	同上。
出力情報	候補一覧、出力日時、選別前後の候補。	候補選別過程の証明。	同上。
評価情報	評価基準、実験計画、失敗データ、成功データ。	発明完成時点・効果確認。	同上。
人的寄与	関与者、役割、意思決定、レビュー履歴。	発明者確認・共同発明紛争。	同上。
権利処理	契約、職務発明届、譲渡書、共同研究合意。	権利帰属の安定化。	同上。

ログ保存は、開示義務とは異なる。特許庁が直ちに全出願へ AI 利用開示を求める必要はないが、企業に対して、発明者認定と先使用权立証のための証拠保全指針を示すことは可能である。これは、法改正を伴わずに実務不確実性を低減する最も費用対効果の高い施策である。

補論 3 事例別評価シナリオ

以下では、AI 利用発明の典型場面を仮想事例として整理する。これらは法的結論を断定するものではなく、発明者認定・記載要件・先使用权の議論を具体化するための教材である。

事例	概要	評価ポイント
事例 1：単純プロンプト	研究者が「新しい接着剤候補を提案せよ」と一般的に入力し、AI が既知文献に近い候補を出力した。	発明者性は弱い。課題設定も候補選別も具体性に乏しい。
事例 2：制約条件設計	研究者が耐熱性、粘度、硬化条件、禁止成分を詳細に設定し、AI 出力から候補を選別した。	制約条件が技術的特徴を導いた場合、プロンプト設計者の寄与が肯定され得る。
事例 3：ファインチューニング	社内データでモデルを調整し、特定疾患向け候補化合物を生成した。	調整者の寄与が抽象的か具体的かが問題。モデル調整ログが重要。
事例 4：出力評価のみ	AI が候補を出力し、担当者は最もスコアの高い候補を採用しただけ。	単なる評価・確認にとどまるなら発明者性は弱い。
事例 5：効果確認で発明完成	AI 候補は不完全だったが、実験者が特定置換基の効果を発見し請求項を具体化した。	実験者の創作的寄与が強い。
事例 6：RAG 利用	社内未公開データベースを参照した AI が新規材料組成を提案した。	データベース構築者・検索設計者の寄与評価が必要。秘密情報管理も重要。
事例 7：外部 AI ベンダー	外部ベンダーの特化型 AI に委託し、候補生成を受けた。	契約で権利帰属・発明者確認・ログ提出義務を定めるべき。
事例 8：自動実験	AI が候補を提案しロボット実験が効果を確認した。	発明完成時点と人間の寄与が問題。実験条件設定者の寄与を評価。
事例 9：先使用权	AI が出願前に候補を生成し社内で実施準備を進めていたが、後に他社特許が成立した。	AI 出力時点、実施準備、独自開発性をログで立証する必要。
事例 10：AI 生成先行技術	AI が大量に生成した架空化合物リストが公開されていた。	実施可能性・具体的技術思想を抽出できるかが核心。法的除外より審査支援が重要。

これらのシナリオから分かるのは、AI 利用発明の制度問題は、抽象的に「AI か人か」を問うだけでは解けないということである。どの段階でどの自然人が技術的特徴部分を具体化したかを、証拠に基づいて判断する必要がある。

補論 4 次回調査設計案

対象報告書を次の政策段階へ進めるには、次回調査の設計を抜本的に強化すべきである。とくに、定性的ヒアリングだけでなく、定量的・実証的データを組み合わせる混合研究法が望ましい。

1. 調査対象の拡張

対象	理由	想定質問
審査官・審判官	AI 生成情報と記載要件の審査負荷を把握するため。	AI 関連出願で困難な点、拒絶理由、先行技術調査コスト。
中小企業・スタートアップ	大企業中心のバイアスを補正するため。	ログ保存・開示義務の負担、共同研究時の権利処理。
大学・研究機関	研究公開、学生・共同研究者の発明者認定が問題になるため。	AI 研究支援、実験ノート、共同発明処理。
AI ベンダー	外部 AI 利用時の権利帰属を把握するため。	契約、ログ提出、モデル利用条件。
訴訟・無効審判実務家	紛争時の立証問題を把握するため。	発明者争い、先使用权、証拠保全。
公共利益側専門家	過剰権利化・アクセス問題を検討するため。	医薬アクセス、標準化、競争政策。

2. 実証データ項目

データ	目的	分析方法
AI 関連出願件数	制度影響の規模把握。	IPC/CPC、キーワード、出願人属性で集計。
拒絶理由通知	記載要件・進歩性での問題把握。	拒絶理由類型のテキスト分析。
補正・意見書	出願人対応の実務把握。	AI 利用関連記述の有無を分析。
審査期間	AI 関連出願が審査負荷に与える影響。	非 AI 出願との比較。
無効審判・訴訟	紛争化する論点の把握。	発明者・記載要件・先行技術の争点抽出。
先行技術データベース	AI 生成情報のノイズ量把握。	メタデータ・実施可能性サンプル評価。

このようなデータを加えれば、「現行法で対応可能」という結論を、単なる専門家意見ではなく、行政実務上の負荷や出願品質に基づいて評価できる。

補論 5 提出・公表用の表現修正方針

外部提出・公表を前提とする場合、批判表現は正確性とフェアネスを優先すべきである。強い表現は読み手の注意を引くが、事実誤認や過度な断定を含むと評釈全体の信頼性を損なう。

修正前の趣旨	問題点	推奨表現
業界別内訳が未指定。	全体版に内訳が明記されており事実誤認。	業界別内訳は示されているが、企業名・規模・接触母集団・回答率等は公開版から十分確認できない。
SRQR の最低限を満たしていない。	SRQR は品質評価基準ではなく報告指針。	SRQR 等を参考にすると、報告透明性には不足がある。
比較法パートは静止画にすぎない。	報告書は 2025 年 USPTO 改訂等を取り込んでいる。	国際動向は動態的であり、継続的更新が前提となる。
ないことをもって足りていることの根拠にしている。	報告書は国内ニーズ・比較法・現行法対応可能性を総合している。	理論上対応可能であることと、行政実務として安定運用できることは区別して検証すべきである。
無効特許を量産する。	表現が強い。	無効理由を含む特許が乱立する懸念がある。
制度改正資料として失格。	過度に断定的。	制度改正を直接正当化する実証資料としては限定的である。

この修正方針により、批判の鋭さを維持しつつ、相手方からの容易な反論を避けることができる。とくに、事実誤認の修正と SRQR の位置付けの明確化は、最終版の信頼性に大きく寄与する。

補論 6 読者別の使い方

本評釈は、読者ごとに異なる使い方が可能である。政策担当者にとっては次回調査設計のチェックリスト、企業知財部にとっては AI 利用発明の内部統制指針、代理人にとっては発明者確認・明細書作成時の注意点、研究機関にとっては共同研究契約とログ管理の教材となる。

読者	主な関心	本評釈の使い方
政策担当者	制度改正・運用指針の根拠。	第 4 章、付録 A、補論 4 を参照し、次回調査の設計に活用。
特許庁実務担当者	審査負荷、出願品質、先行技術ノイズ。	第 7 章 3・4、第 10 章を参照し、パイロット施策を検討。
企業知財部	発明者確認、ログ保存、開示要否。	補論 1・2 を社内規程のたたき台として活用。
弁理士・弁護士	出願時のヒアリング、明細書記載、紛争予防。	第 7 章、補論 3 をチェックリスト化。
大学・研究機関	共同研究、学生・研究者の発明者性。	補論 1・2 を研究ノート管理に応用。
AI ベンダー	外部 AI 利用時の権利帰属。	契約条項、ログ提供範囲、秘密保持を検討。

このように、対象報告書の問題点を指摘することは、報告書を否定することではない。むしろ、報告書が提示した論点を実務に落とし込むためには、追加的な設計図が必要である。本評釈はその設計図を補うための文書である。

補論 7 用語整理と評価軸

AI 発明制度論では、同じ言葉が異なる文脈で用いられやすい。たとえば「AI 自律発明」は、完全に人間の関与がない発明を意味する場合もあれば、実質的な特徴部分を AI が提示した発明を意味する場合もある。制度設計では、この曖昧さを放置すると、発明者認定、記載要件、先使用权の議論が混線する。

本評釈では、用語を三層に分ける。第一に、技術的プロセスとしての AI 利用である。これは、モデル、データ、プロンプト、RAG、ツール実行、自動実験などを含む。第二に、法的評価としての創作的寄与である。これは、自然人が発明の特徴的部分をどの程度具体化したかを問う。第三に、制度運用としての証拠化である。これは、後からその寄与や実施準備を立証できるかを問う。

用語	本評釈での意味	混同してはならない点
AI 利用発明	発明創作過程で AI が道具として使われた発明。	AI を使っただけで発明者性が否定・肯定されるわけではない。
AI 自律発明	AI が発明の特徴的部分を自律的に生成したと評価される極限事例。	現実には人間の課題設定・検証・出願判断が介在することが多い。
発明者	発明の特徴的部分の具体化に創作的に関与した自然人。	AI システム、法人、単なる資金提供者とは区別する。
プロンプト	AI への入力指示、制約、評価条件。	単純入力と技術的特徴を導く設計入力は区別する。
RAG	外部知識を検索・参照して AI 出力に反映する仕組み。	モデル単体の能力ではなく、知識源選定が発明に影響する。
ログ	AI 利用過程の証拠記録。	明細書公開とは異なり、社内保全が中心。

この三層構造を採れば、「AI が作ったか、人が作ったか」という二分法を避けられる。重要なのは、AI 利用の技術的実態、自然人の創作的寄与、証拠化可能性の三つを分けて検討することである。

補論 8 契約実務・社内規程への落とし込み

AI 利用発明の問題は、特許法の抽象論にとどまらない。企業・大学・AI ベンダーの共同研究では、出願前の契約実務が重要になる。発明者認定や権利帰属を出願時に初めて確認するのでは遅い。研究開始時点で、AI 利用、データ提供、モデル調整、ログ保存、成果帰属、秘密保持、紛争時の証拠提出を定める必要がある。

契約条項	規定すべき事項	実務上の狙い
AI 利用許諾	利用可能なモデル、禁止モデル、外部送信可否。	秘密漏洩と権利帰属リスクを抑える。
ログ保存	保存対象、保存形式、アクセス権限、保存期間。	発明者確認・先使用権立証に備える。
発明者確認手続	発明提案時の関与者申告、AI 利用申告、レビュー会議。	後日の冒認・共同発明紛争を予防。
成果帰属	AI ベンダー、大学、企業の成果帰属と共有条件。	外部 AI 利用時の権利処理を明確化。
秘密保持	プロンプト、入力データ、出力候補、実験結果の秘密管理。	営業秘密性を維持。
証拠提出	紛争時にどの範囲のログを相手方・裁判所へ提出できるか。	立証可能性と秘密保護を両立。
監査	ログ保存状況、AI 利用規程遵守状況の内部監査。	規程の実効性を確保。

社内規程では、研究者に過度な負担を課さないことが重要である。すべての AI 対話を詳細に保存させると、実務上形骸化する。保存対象を、発明提案書作成前後、候補選別、実験計画、効果確認、請求項ドラフト作成など、重要イベントに限定する方が実効的である。

また、AI 利用申告は懲罰的に設計すべきではない。研究者が AI 利用を隠すインセンティブを持つと、発明者確認も明細書作成も不安定になる。AI 利用を適切に申告した場合には、発明者性が否定されるわけではなく、むしろ権利安定化に資するというメッセージが必要である。

補論 9 最終提出用エグゼクティブ要旨

対象報告書は、AI 発明をめぐる主要論点を網羅し、国内企業等と有識者の見解を整理した点で有用である。とくに、AI 自律発明、AI 利用発明、発明者認定、引用発明適格性、記載要件、先使用权という論点設定は適切であり、比較法整理も相応に充実している。

もっとも、制度改正の直接的根拠資料としては、方法論の透明性に限界がある。企業等 11 者の業界別内訳は示されているが、接触母集団、回答率、質問票全文、録音・逐語化、分析手順、利益相反管理等は公開版から十分確認できない。したがって、本報告書のヒアリング結果は、制度利用者一般の意見としてではなく、特許集約産業を中心とする限定的サンプルの示唆として読むべきである。

比較法については、USPTO 2025 年改訂ガイダンス、CNIPA 2024 年指引、EPO DABUS 事件などの整理は概ね妥当である。ただし、国際動向はなお動態的であり、本報告書の比較法パートも継続的更新を前提とする必要がある。

政策的には、直ちに AI 自律発明を特許対象とする大規模法改正を行う必要はない。しかし、現状維持だけでも不十分である。発明者認定ガイダンス、限定的 AI 利用開示、ログ保存・証拠保全指針、AI 生成先行技術のメタデータ管理、化学・製薬・材料分野での実証パイロットを組み合わせるべきである。

本評釈の総合評価は B+ である。問題設定と公開情報整理は高く評価できるが、方法論透明性と実証性に改善余地がある。結論として、本報告書は「問題設定の入口」としては有用であるが、「制度設計の最終根拠」として用いるには補完調査が必要である。

補論 10 実務チェックリスト（簡易版）

本補論は、企業知財部または代理人が AI 利用発明の出願前に確認すべき事項を、実務チェックリストとして整理するものである。対象報告書の結論を踏まえるなら、AI 利用を理由に出願を避ける必要はない。しかし、発明者確認、明細書記載、先使用权、共同研究契約の観点から、最低限の確認手順を設けるべきである。

1. 発明の特徴的部分は何かを請求項ドラフト作成前に特定したか。
2. その特徴的部分の具体化に関与した自然人を列挙したか。
3. AI モデル名、モデル版、利用日時、入力条件、RAG 参照データを保存したか。
4. AI 出力候補のうち、どの候補をなぜ選んだかを記録したか。
5. 効果確認実験の計画、失敗データ、成功データを保存したか。
6. 外部 AI ベンダーまたは外部データを利用した場合、利用規約と権利帰属を確認したか。
7. 共同研究先、大学、委託先の関与者について発明者確認を行ったか。
8. AI 利用の事実を明細書に書く必要があるか、実施可能要件・サポート要件の観点から検討したか。
9. 先使用权を将来主張する可能性がある場合、実施準備と独自開発性を証明できるか。
10. AI 利用申告を研究者に過度な負担なく行わせる社内フローを設けたか。

このチェックリストは、AI 利用開示義務を新設するものではない。むしろ、現行法の枠内で発明者確認と権利安定化を行うための実務上の最低限である。これを社内発明届や出願依頼書に組み込むことにより、後日の発明者紛争や先使用权立証困難を相当程度予防できる。

補論 11 最終所見

本評釈の最終的な立場は、対象報告書を「有用だが未完成」と評価するものである。対象報告書は、AI 発明に関する政策議論の入口として、論点を整理し、国内ニーズと比較法情報を集める役割を果たした。しかし、AI 発明制度はすでに抽象論の段階を超え、出願実務、審査実務、契約実務、証拠保全実務の問題へ移行している。

したがって、次の課題は、AI 自律発明を保護するか否かという大きな問いだけではない。むしろ、AI を日常的に使う研究開発環境で、誰を発明者と確認し、何を明細書に記載し、どのログを保存し、どの情報を審査官が利用し、どのように先使用権を立証するかという、地味だが実務的な問いである。

本報告書は、現行法で理論上対応可能であることを示した。しかし、政策上必要なのは、その先にある「実務上安定して対応可能か」の検証である。ここを補うために、発明者認定ガイダンス、限定の開示、ログ保存指針、分野別パイロットを組み合わせた段階的施策を進めるべきである。

結論として、本報告書は制度改正を急がない理由にはなるが、制度対応を止める理由にはならない。これを出発点として、次回調査では、より透明性の高い方法論と実証データに基づく制度設計へ進むことが期待される。

別紙 1 発明者確認フォーム案

本別紙は、AI 利用発明の発明者確認を行う際に、社内発明届または代理人ヒアリングシートへ組み込むことを想定したフォーム案である。

確認項目は、単に「AI を使ったか」を尋ねるものではなく、発明の特徴的部分と自然人の寄与を結び付けて確認する構成とする必要がある。AI 利用の事実だけでは発明者性は決まらないが、AI 利用過程を確認しなければ発明者性の判断資料が不足する。

フォームでは、まず請求項の候補となる技術的特徴を列举し、それぞれについて、課題設定者、条件設計者、AI 入力者、候補選別者、実験者、効果確認者、明細書化担当者を記録する。次に、AI 利用の有無、モデル名、モデル版、入力条件、RAG 参照データ、出力候補の保存場所を記載させる。最後に、発明者候補者全員に、寄与内容と発明者該当性の自己評価を求める。

このフォームの目的は、発明者を機械的に決めることではない。後日の発明者争い、共同発明漏れ、冒認、職務発明対価、共同研究契約違反を防ぐため、判断過程を証拠化することにある。

別紙 2 明細書作成時の AI 利用確認事項

明細書作成時には、AI 利用の事実を常に記載する必要はない。しかし、実施可能要件やサポート要件に関わる場合には、AI 利用により得られた技術条件、選別基準、検証方法を記載しなければならないことがある。

とくに、化学・製薬・材料分野では、AI が提示した構造式、配合比、物性値、候補ランキングだけでは、当業者が発明を実施できるとは限らない。AI 出力を発明として請求する場合には、どの候補がどの実験で裏付けられたか、予測値と実測値の関係、代表例と範囲の関係を慎重に記載する必要がある。

ソフトウェア・機械分野でも、AI が最適化した制御条件や設計パラメータについて、その再現条件が不明な場合には、明細書の記載が抽象的になりやすい。AI 利用そのものを開示しなくても、発明を再現するための技術的条件は開示すべきである。

したがって、実務上は「AI 利用を記載するか」ではなく、「AI 利用により得られた技術的特徴を当業者が再現できるように記載しているか」を確認することが重要である。

別紙 3 先使用権立証用ログ項目

AI 利用発明における先使用権では、出願前に発明を実施または実施準備していたこと、他者の発明に依拠していないこと、実施形式と特許発明との同一性を失わないことが問題となる。AI が関与する場合、これらを後から立証するためには、通常の実験ノートに加えて AI 利用ログが必要になる。

保存すべきログは、モデル情報、入力情報、出力情報、選別情報、実験情報、意思決定情報に分かれる。モデル情報にはモデル名、モデル版、提供元、利用日を含める。入力情報にはプロンプト、制約条件、データセット、RAG 参照文献を含める。出力情報には候補一覧、スコア、生成日時を含める。

選別情報では、どの候補を選び、どの候補を除外したか、その理由を記録する。実験情報では、実験計画、実験日時、担当者、結果、失敗データを保存する。意思決定情報では、事業化判断、実施準備、設備発注、顧客提案、社内承認を記録する。

これらのログは、すべてを明細書に開示する必要はない。しかし、紛争時に提出できる形で保全しておくことが、先使用権の安定性を大きく左右する。

別紙 4 審査実務に関する追加調査項目

次回調査では、審査官・審判官を対象にした調査が不可欠である。企業側と有識者側の意見だけでは、AI 生成情報が審査現場に与える負荷、実施可能性判断の困難性、AI 利用開示が審査に役立つ場面を十分に把握できない。

具体的には、AI 関連出願の拒絶理由通知において、発明該当性、進歩性、実施可能要件、サポート要件、明確性要件のどれが問題になりやすいかを分析すべきである。また、AI 生成先行技術が引用された事例、出願人が AI 生成情報の実施可能性に反論した事例、審査官が AI 生成情報をノイズと感じた事例を収集すべきである。

さらに、AI 支援審査ツールの利用可能性も検討対象にすべきである。先行技術検索、要約、分類、実施可能性評価に AI を使う場合、審査の透明性、出願人の反論機会、誤引用の防止が課題となる。

制度設計の精度は、審査現場のデータをどれだけ取り込めるかに依存する。

別紙 5 企業内教育用メッセージ

AI 利用発明に関する社内教育では、「AI を使うと特許にならない」という誤解を避ける必要がある。同時に、「AI を使っても何も記録しなくてよい」という誤解も避けるべきである。

研究者に伝えるべきメッセージは、第一に、AI は研究開発を支援する有用な道具であり、AI 利用自体は特許取得を妨げるものではないということである。第二に、発明者は AI ではなく、発明の特徴的部分に創作的に関与した自然人であるということである。第三に、AI 利用過程を適切に記録することは、研究者の貢献を守ることにつながるということである。

知財部門は、AI 利用申告を罰則的に扱ってはならない。申告した研究者が不利になるという印象を与えると、AI 利用は隠され、発明者確認も明細書作成も不安定になる。

教育資料では、AI 利用を申告しても直ちに発明者性が否定されるわけではないこと、むしろ権利を安定させるための重要な情報であることを明確に伝えるべきである。

別紙 6 政策ロードマップ案

第一段階では、法改正を行わず、発明者認定ガイダンスとログ保存指針を公表する。この段階では、出願人負担を最小化しつつ、実務上の不確実性を下げることが目的とする。

第二段階では、化学・製薬・材料分野を中心に、限定的 AI 利用開示のパイロットを行う。AI 出力に依存する発明で、再現性や効果確認が重要な場合に、どの程度の情報開示が審査に有用かを検証する。

第三段階では、AI 生成先行技術の検索メタデータを整備する。AI 生成可能性、実験検証の有無、出典信頼性を検索支援情報として付与し、審査官と出願人双方の負担を下げる。

第四段階では、上記の運用結果を踏まえ、必要であれば法改正を検討する。法改正は最初的手段ではなく、実証に基づいて限定的に行うべきである。

別紙 7 本評釈の利用上の注意

本評釈は、対象報告書に対する批判的検討であり、個別事件における法的助言ではない。実際の出願、発明者認定、共同研究契約、先使用権立証については、具体的事案に応じた検討が必要である。

また、本評釈は、AI 発明の保護を拡大すべきか縮小すべきかについて、一方的な立場を採るものではない。基本的立場は、現行法の枠組みを尊重しつつ、AI 利用に伴う実務上の不確実性を下げることである。

対象報告書は、問題設定の入口として価値がある。その価値を活かすには、今後の調査で、方法論の透明性、審査実務データ、分野別実証、契約実務、証拠保全実務を補う必要がある。

本評釈の批判は、その追加作業の方向を示すためのものである。